

特集

あなたの国民年金

昭和61年4月 年金制度改革

今までの国民年金は農業や漁業、そして商店などの自営業の人など、職場の公的年金制度に加入しない人を対象とする年金制度でした。民間企業のサラリーマンは厚生年金に加入し、その奥さんは希望する人だけが国民年金に加入するという仕組みです。

新しい国民年金は、すべての人に共通の基礎年金を支給する制度に衣替えして、その上に厚生年金などの職場の年金を上乗せするという二階建ての仕組みに改められることになりました。

すべての人に
基礎年金を

強制加入

サラリーマンやその奥さんも仲間入り

新しい国民年金では、誰もがまず国民年金（基礎年金）に加入することになり、次の三つのがグループに分けられます。

○二十歳から六十歳未満の農業

や自営業の人は今までどおり。
○十五歳未満の厚生年金保険に加入している人。なお、すでに厚生年金に加入している人。

○六十五歳未満の厚生年金保険に加入している人。なお、す

人は、改めて手続きをする必要はありません。

○二十歳から六十歳未満で厚生年金に加入している人に扶養されている配偶者。加入には手続きが必要です。

厚生年金と国民年金の両方に加入することになります。

今までの国民年金では、加入できなかつた外国に住む日本人も昭和六十一年四月から加入できるようになりました。

また、学生や六十歳から六十五歳未満の自営業の人も任意加入者となります。六十歳までの資格期間がわずかに足りないため、老齢基礎年金が受けられない方は、この任意加入により資格が回復できます。

途中に保険料の納め忘れや納があつたときは、老齢基礎年金の額が減らされることになりますので、満額の年金に近づけるためにも、ぜひ任意加入を。

光町の国民年金

昭和60年7月末現在

被保険者数	3,888人
受給者数	2,167人
(内訳)	
老齢年金	1,358人
通算老齢年金	178人
障害年金	57人
母子年金	11人
遺児年金	2人
寡婦年金	14人
老齢福祉年金	471人
障害福祉年金	75人
母子福祉年金	1人

海外居住の

20歳以上65歳未満



学生

60歳以上

65歳未満

